

各医療機関の長 様

京都府健康福祉部長

感染症法に基づく医療措置協定に係る協議について（協定書案の送付）

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査の実施について（アンケート）」（令和 5 年 8 月 3 日 5 健対第 9 9 2 号京都府健康福祉部長通知）（以下「事前調査」という）を発出し、医療措置協定の意向を確認させていただいたところですが、この度、回答いただきました内容を踏まえて、医療措置協定書案（以下「協定書案」という。）を作成いたしました。

つきましては、協定書案をご確認いただき、協定指定医療機関として指定されることの同意の可否について、確認フォームより、ご回答をお願い致します。

なお、協定書案は、事前調査のご回答に従い作成しておりますが、状況の変化等により、数値に変動がございましたら、数値を修正のうえ、ご返送をお願い致します。

ご多用のところお手数をお掛けしますが、令和 6 年 ● 月 ● 日（●）までにご回答いただきますようお願いいたします。

記

1 回答方法等

確認フォーム「(医療措置協定) 感染症法に基づく協定指定医療機関の指定の確認について」にて、同意の可否をご回答ください。

(<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1707111549220>)

※協定書案の数値を修正される場合は、修正箇所を赤字にしたうえで、修正後の協定書案を京都府健康対策課感染症対策係 (yoboukeikaku@pref.kyoto.lg.jp) までメールでご返信ください。

※(参考) 京都府ホームページ「感染症法に基づく医療措置協定」

(<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/kansen/iryousochikyoutei.html>)

2 回答期限

令和 6 年 ● 月 ● 日（●）

3 その他

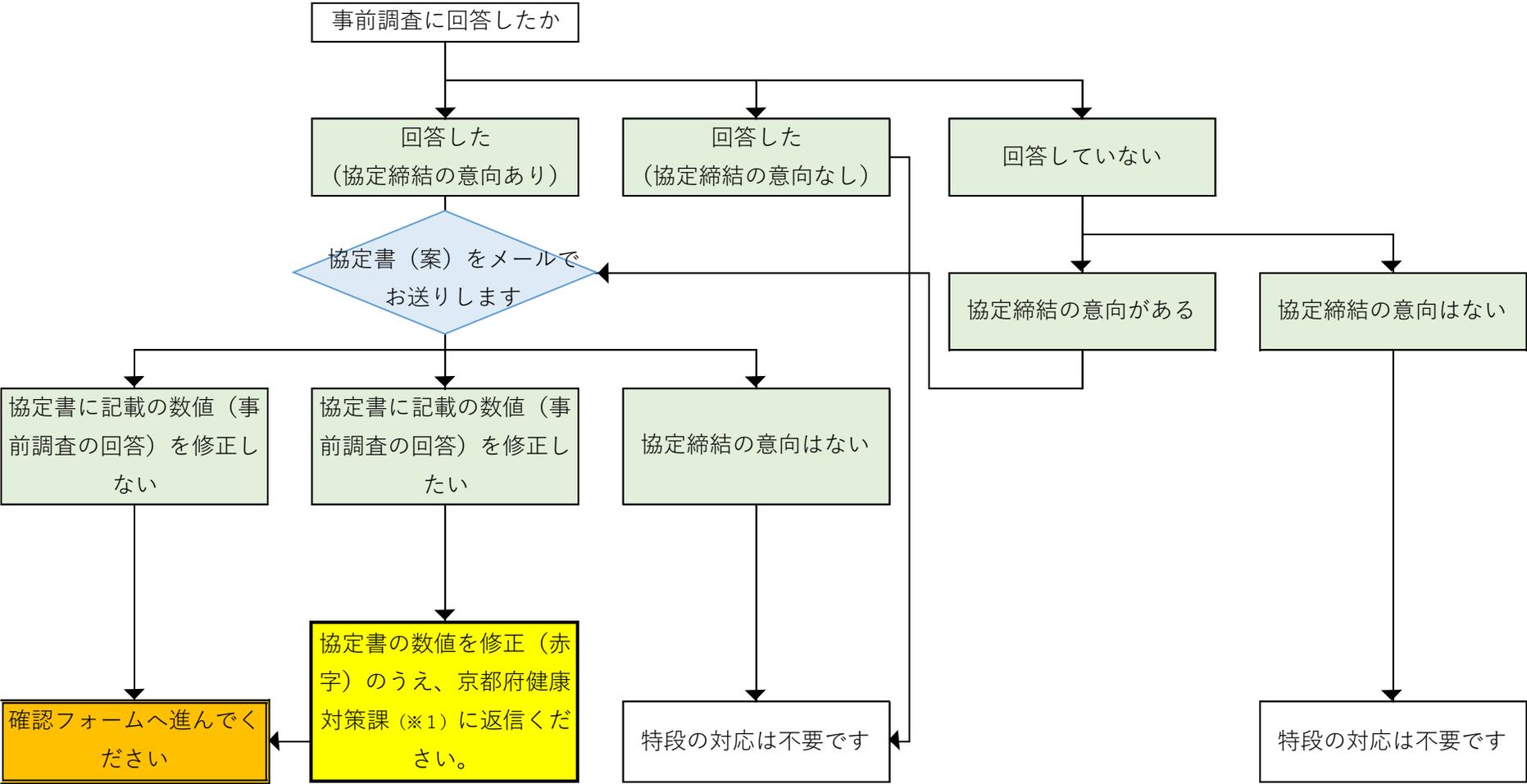
流行初期期間（発生等の公表から 3 カ月程度）に、発熱外来 15 名以上 / 日、または確保病床 10 床以上の協定を締結した医療機関には、有事の流行初期医療確保措置として減収補填を行う予定です。

(<https://www.pref.kyoto.jp//kentai/kansen/documents/01ryuukousyoki.pdf>)

4 問い合わせ先

京都府健康対策課感染症対策係 (yoboukeikaku@pref.kyoto.lg.jp) までメールにてお問い合わせください。

医療措置協定の締結の流れ



※1 yoboukeikaku@pref.kyoto.lg.jp

※2 <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/kansen/renkeikyogikaijizentyosa.html>